

国税関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する  
省令の一部を改正する省令要旨

- 1 電子証明書の範囲に、移動端末設備用署名用電子証明書を加えることとする。  
(第2条関係)
- 2 電子情報処理組織の利用の際に移動端末設備（その移動端末設備に組み込まれた電磁的記録媒体に移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて電子利用者証明を行う場合には、識別符号及び暗証符号の入力を要しないこととする。（第5条、第8条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和7年1月1日から施行することとする。（附則関係）